般競争入札の実施

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Щ

公告

.....

九

九 八 目

平成 23 年 11月8日 (火曜日)

道路の区域の変更 (道路整備課)..... 地域森林計画の変更の案の縦覧 (三件) (森林企画課)..... 地域森林計画の案の縦覧 (森林企画課)..... 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課)...... 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (経営金融課)... 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 ( 二件 ) 土地改良事業計画変更の認可 ( 農村整備課 ) ...... 次 (商政課)..... (環境政策課) (環境政策課)....

: :八 四

平成二十三年十一月八日

山口県知事 \_ 井 関 成

### 山口県規則第四十四号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

ように改正する。 山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次の

附則第二項を次のように改める。

貸付けの種類等の特例

表中

2 平成二十六年三月三十一日までの間における別表第三の規定の適用については、

同

七 欄に掲げる事業に係る資金の貸付けをいう。 地域中小企業応援ファンド事業貸付 (別表第二の貸付対象事業の 電力需給対策貸付 ( 別表第一に掲げる事業のうち省エネルギー 設 欄に掲げる事業に係る資金の貸付けをいう。 地域中小企業応援ファンド事業貸付 ( 別表第二の貸付対象事業の をいう。) つて、知事が別に定める基準に適合するものに係る資金の貸付け 新エネルギー 設備又は自家発電等の設備を導入する事業であ 当該事業の実施に知 当該事業の実施に知 する 額 整備資金から十万円 十九に相当する額と する 額 金の百分の百に相当 事が必要と認める資 ずれか高い額 を控除した額とのい 整備資金の百分の九 金の百分の百に相当 事が必要と認める資 とする。

附則に次の一項を加える。

3 あるのは、「五年以内」とする。 付金についての第五条第二項第一号の規定の適用については、 前項の規定により読み替えられた別表第三の七の項に掲げる資金の貸付けに係る貸 同号中「三年以内」と

(施行期日)

この規則は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づ

いて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

# 山口県告示第四百二十六号

間 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十一月八日から同月二十八日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧

に供する。

平成二十三年十一月八日

申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事

井 関 成

氏名又は名称 出光興産株式会社

所 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

工場又は事業場の名称及び所在地

=

称 周南市宮前町一番一号 出光興産株式会社徳山工場

特定施設に関する事項 所在地

Ξ

種類、構造及び使用時間間隔等

第三十	備考「二	"	三七一口	種類	
第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。	備考 「三七―ロ」とは、水	"	九 (	能 (t/日)	構
上業の用に供き	水質汚濁防止法施行令	"	九〇平成二四、平	年予工 月 着 日定手	
9る分離施設		"	二成一四	年予工 月 完成 日定成	造
をいう。	昭和四十六年政令第百八十八号	"	五平二成二四、二四、二四、二四、二四、二四、二四、二四、二四、二四、二四、二四、二四、二	年予使 月 開 日定始	
	<b>以令第百八</b>	"	連続	間使 用時間	使
	$\sim$	"	二四時間	時り一 の日 使当 間用た	用の方
	別表第一	"	変動なし	動季 の 概 要 変	法

とあるのは、

묵

=

=

五〇

Ξ

"

五九

四 〇

九五、

六四

七五、

100

七九、

000

 $\dot{\cdot}$ 

四

四〇

//

//

ţ

100

"

四〇二、

四五六

四七二、

五五九

"

Ó

000

四〇

四六六

四

五〇〇

五八、

六〇〇

最 mg

通

常

最

排出水の一日当たりの量(㎡)

0

· 四五

五

〇 五 〇

九六、

六〇

		/L ///	,				
コードコく)ラピケミンをして、ドコく)	污性发现者处理所言	- 舌生是及雪儿里他殳	污性污沙鱼玛方言				
	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	"	"	t	八	"	"	t
) 	"	"	<u> </u>	"	"	"	<u> </u>
	" 八 五	"	四〇	四00	" 八 五	"	四〇
	H IIO	"	八〇	0 四七0	IIO	"	八〇
	五	"	"	10	五	"	"
	-0	"	"	IIIO	10	"	"
_	_	"		_	_	"	
	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	八五〇	"		"
	"	"	"	九五四	"	二、二三六	"

(定期)

第 2306 号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基

特定施設の種類

衆の縦覧に供する。 日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公 づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十一月八日から同月二十八 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

平成二十三年十一月八日

山口県知事 = 井 関

成

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 出光興産株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目一番 二 号

工場又は事業場の名称及び所在地

報

所在地 名 周南市宮前町一番一号 出光興産株式会社徳山工場

П

兀

処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設 変更しようとする事項の内容 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変 水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十号の廃油

更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

山

種

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

							梩	
1	,	- <del>1</del>	는 및	1	5		類	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		項目	
						通	水素	
_	"	"	七	"	0	常	イ ヘオ	
	<i>II</i>	"	八≀六	11	_ 二	最大	水素イオン濃度	汚
	八・五	"	四〇	"	三四〇	通常	化学的酸	水
		"	八〇	"	六〇	最大	化学的酸素要求量	等の
_						通	浮	
	五	"	"	"	_	常	遊物	汚
						最		染
	<u> </u>	"	=	"	<u>-</u>	大	(mg / / 量	<i>&gt;</i> /C
					_	通	窒	状
	"	"	"	"	五	常		態
	"	"	四〇	"	四五	最大	(mg / / * * * *	の
_			0		<u> </u>	. 通		
	"	"	"	"	- 五	常	, same in	値
						最	<b>燐</b> χ (mg / ℓ)	
	"	"	"	"		大	$\stackrel{\ell}{\smile}$	
		_		- ` C	-, 0	通		5 ( <del>}</del>
	○ 六	四四四	一、 二 六	一、〇八〇	、〇四四	常		- - -
	N   N   N   N   N   N   N   N   N					最	たりの	] ) )
		八三六	一、八〇〇	一、六七九	一、六〇七	大	m	3 1

	平成23年11月8日 火曜日		山		П		県		報		( ]	定期	)	第	<b>第 230</b>	6 号					
	設性炭吸着処理施				<b>三</b> 下 下 方 方 女 五 方	舌生亏尼儿里布殳			<b>9</b>	オイルセパレ			種			備考「七〇」	,	<i>'</i>		ı,	
—————————————————————————————————————				Ş			 処 里 前	Q Ŧ	 児 里 参	I	 见 里 前		類  項		配による	及び「七四」	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	1		T		1		1		I		1				処理前	凹」とは、					
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	·富	目		及び処		"	"	"	"	"
	"	"	"	"	t	"	八	"	"	"	_	通常	水素イ水オ	×	理後の汚	5万濁防止	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	八~六	"	"	"	_ _ <i>\                                  </i>	最大	(水素指数)	汚	水等の汚れ	法施行令別	<i>''</i>	八	"		"
	八五五	"	"	"	四〇	"	四〇〇	"		"	三四〇	通常	化学的酸	水	発状態の値	表第一第七		五	"	四 〇	
	IIO	"	"	"	八〇	"	四七〇	"	五六〇	"	六〇	最大	( mg / ℓ ) 化学的酸素要求量	等	処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量	七十号の廃	"	= 0	"	八〇	"
	五	"	"	"	"	"	"	"	"			通常	浮遊	0	水等の量	<b>畑処理施設</b>	11	五	"	<u> </u>	"
		"	"	"	"	"	=0	"	"	-10	= 0	最	(物 mg /質 是	汚		水質汚濁防止法施行令別表第一第七十号の廃油処理施設及び同表第七十四号の特	"		"	=0	"
	0					"	_			"	_	+	( mg鉱 /油 ℓ類	染		七十四号の	<i>''</i>	"	"	"	"
	_	"	"	"	=		0	"	五		0	通	窒	状		)特定事					
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五五	常最	ma	態		業場から	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	<u></u>	"	"	"	四五	大	/ / _ _ 	<b>o</b>		排出され	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	— · 五	通常	/迷り	値		る水の処理					
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			<b>燐</b> χ mg / ℓ )			定事業場から排出される水の処理施設をいう。	"	"	"	"	"
	二、〇二六		二、〇二六	一、一四四	一、二六		一、二六	一、〇八〇	一、〇四回	一、〇八〇	一、〇四四	通常	一汚水等の一日	; ) -		つ。 つ。	八五〇	<u>시</u> =	八五〇	<u> </u>	
		二、二三六	-, -00	一、八三六	一、八〇〇	一、八三六	一、八〇〇	0 一、六七九	一、六〇七	一、六七九	一、六〇七	最大	汚水等の一日当たりの量(㎡)				九五四	九 一 八	九五四	九 一 八	二 二 六

_	平瓦	<b>戈</b> 23年	11月	8日	火曜	日	L	Ц		1	県		報	(	定期	)	角	第 230	6 号	
	7.	‡ K	7	. 3 非 水	7	. 2 # K	7.	. 1 非 水	;	排 水 口	五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量		設性炭吸着処理施			活性汚泥処理施設				
=		変				変		2 変		ப  項	米状態の	Ş	 近 里 复	Ş	 见 里 前	Q I	 几 里 <b></b>	ģ.		
_	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	·×	目	が 値 及び	変更後	<b>⋛</b>	変更後	変更前	変更後	変 更前	変更後	変更前	変更後
_	"	"	"	"	"	"	"	七九九		水素イオン	が排出水の	· 发 後 ———	前	後	前	後	前	後	前	後
	"	,,	,,	"	"	"	,,	九~六	常最大	ノ 濃 度 出		"	"	"	"	"	t	"	八	"
_	"	"	"	"	"	"	"	二 六				"	"	"	"	"	"	"	"	"
_								六	通 常 最 大 (mg / ℓ )	的酸素 要求		"	八五	"	"	"	四〇	"	回〇〇	"
_	"	六	"	"	"	"	"	五	通	— の 浮		"	IIIO	"	"	"	八〇	"	四七〇	"
_	"	"	"	"	"	"	"	五	是 ma	遊 物 汚 質				"	"	"	"	"	_	
_	"	九	"	七	"	九	"	六	大	量池		"	五						0	"
_	"	"	"	"	"	"	"	_	最 (mg / l / l / l / l / l / l / l / l / l /	鉱油類 状		"	0	"	"	"	"	"	ō	"
	"	"	"	"	"	"	"	○ =	通常	窒		"	_	"	"	"	=	"	0	"
	"	-	"	-	"	"	"		最 mg / ℓ	態素		"	"	"	"	"	"	"	"	"
_	"	五 ″	"	<u>六</u> "	"	"	"	五〇・〇三	通	_ 		"	"	"	"	"	"	"	"	"
_	"	"	"	"	"	"	"	0	取 mg	# 值		"	"	"	"	"	"	"	"	"
_	四	四			"		"	四 五 一	大 <sup>ℓ</sup> ) 通	HI:									,	
	四〇二、四五六	四017 回110	"	110, 000				一五五、〇五〇	常	排出水の一日当たりの量(㎡)		//	//	//	八	八	八	//	//	
_		四七二、	"	O 回O、	"	五八、	"	一九六、	最	当たりの景		八五〇	<u></u>	五〇	<u></u>	八五〇	八 三 三	八五〇	<u>二</u>	
_	四七二、五五九	一、四八七		〇、四六六		八 六00		六六〇	大	≝ (m³)		九 五 四	九 一 八	九五四	九 一 八	九五四	九 一 八	九五四	九 一 八	二三六

三見字浴七二一から七二五まで、七二九、一七〇〇、一七〇三の一、一七〇四の一、 一七〇五、字床並一六九七の

七五二の七、一〇七五二の八、 阿武郡阿武町大字宇田字葛籠石ケ迫一〇七〇七の三、字仏坂一〇七五〇の三、一〇 一〇七五二の一四

二 指定の目的

Ξ 指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による

示す部分に限る。 で・三見字浴七二一・七二九・字床並一六九七の一 (以上九筆について次の図に 萩市大字紫福字市良ケ原九九・一〇〇・字奥ノ浴一三〇の五から一三〇の八ま

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。 次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

П

保安林予定森林の所在場所

Щ

長門市三隅上字高吹一一七四の一、一二四一から一二四三まで

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、

主伐として伐採をすることができる立木は、 定めない。 長門市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

伐期齢以上のものとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門

## 山口県告示第四百三十号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十三年十一月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十三年十一月八日

山口県知事 井 関

成

道路の種類

線 名 下関長門線

道路の区域

まで 同市東深川 同字二九二八の六地先	市東深川字越峠二七四の一地	区間口
新	旧	旧 新 別
最ぶ二八・二	最広 二八・二	(メートル)敷地の幅員
	二六・二	(メートル) 延 長
		備
		考

# 山口県告示第四百三十一号

する告示 (平成二十三年山口県告示第七十七号)の一部を次のように改正する。 競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般

平成二十三年十一月八日

山口県知事 井 関 成

立学校コンピュー タ教室用機器 二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「県立学校コンピュータ教室用機器」 旋盤」に改める を 「 県

名

=

名

称

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

光市浅江四丁目四〇三〇の三 浅江ショッ ピングセンター

# (三二九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、平成二十三年十一月八日から平成二十四年三月八日までの間、 I 口 県 商

Ξ

変更に係る事項の概要

式会社マックスバリュ西日本株

兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二一

岩本

隆雄

所

代表者の氏名

島根県益田市下本郷町二〇六の五

飯塚

正

後

株式会社ジュンテンドー

平成二十三年十一月八日

山口県知事 \_ 井

名 大規模小売店舗の名称及び所在地 浅江ショッピングセンター

所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

式会社でかりる所のである。 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五

飯塚

正

変更に係る事項の概要

П

Щ

名者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表を行いた。 変更に係る事項 社 マックスバリュ西日本株式会 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 " 福原 変 更 前 11 岩本 変 隆雄 更 後

兀 届出年月日

平成二十三年十月二十六日

五 変更年月日

平成二十三年五月十二日

大規模小売店舗の名称及び所在地

関 成

う者の住所 おいて小売業を行 大規模小売店舗に 設置する者の住所大規模小売店舗を 変更に係る事項 社マックスバリュ西日本株式会 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 // 四丁目四兵庫県姫路市北条口 変 *" "* 更 " 前 門堀東の町一二一兵庫県姫路市三左衛 変 更 11 "

届出年月日

兀

平成二十三年十月二十六日

五 変更年月日

所

代表者の氏名

岩本

隆雄

平成二十三年十月三日

(三三〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、 次の

工振興課において公衆の縦覧に供します。 から平成二十四年三月八日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十一月八日 山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商

平成二十三年十一月八日

山口県知事 = 井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 川棚サンパル

下関市豊浦町大字川棚六八二七

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名

称

住

所

代表者の氏名

兀

届出年月日

報

第 2306 号 兀

変更に係る事項 駐輪場の位置

株式会社ユアーズ

広島県安芸郡海田町南堀川町四番一一号

根石

紀雄

五 平成二十三年十月二十六日 変更年月日 届出年月日

平成二十三年十一月十五日

(三三一) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、 次の

課において公衆の縦覧に供します。 から平成二十四年三月八日までの間? 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十一月八日 山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光

平成二十三年十一月八日

山口県知事 = 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名 光市浅江四丁目四〇三〇の三 浅江ショッピングセンター

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所

代表者の氏名

岩本

隆雄

Щ

式会社でかり、一番日本株である。 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二一

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五

飯塚

正

変更に係る事項の概要

変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 株式会社ユニクロ 午後八時 午前一〇時 変 更 前 午前六時 午後一〇時 変 更 後

平成二十三年十月二十六日

平成二十三年十一月一日 変更年月日

五

(三三二) 地域森林計画の案の縦覧

域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します 画区に係る民有林について、平成二十四年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで の期間における地域森林計画をたてたいので、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、岩徳森林計 同法第六条第一項の規定により、当該地

平成二十三年十一月八日

山口県知事

= 井

関

成

山口県農林水産部森林企画課、 縦覧の場所 山口県岩国農林事務所、 山口県柳井農林事務所及び

縦覧の期間

山口県周南農林事務所

平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで

(三三三) 地域森林計画の変更の案の縦覧

覧に供します。 の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいの 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項 - 同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦

平成二十三年十一月八日

山口県知事 井 関 成

縦覧の場所

縦覧の期間 山口県農林水産部森林企画課、 山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで

# (三三四) 地域森林計画の変更の案の縦暫

により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。 画区に係る民有林について、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第四項の規定により、豊田森林計 地域森林計画を変更したいので、同法第六条第 項の規定

平成二十三年十一月八日

山口県知事 \_ 井 関

成

### 縦覧の場所

縦覧の期間 山口県農林水産部森林企画課、 山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで

# (三三五)地域森林計画の変更の案の縦暫

区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第 より、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、 一項の規定に 萩森林計画

平成二十三年十一月八日

П

山口県知事 \_ 井 関 成

### 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課及び山口県萩農林事務所

### 縦覧の期間

Щ

平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで



公

般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成

平成二十三年十一月八日

山口県知事 = 井 関

成

### 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入 物品等の名称及び数量 旋盤 十台

### 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

### $(\Xi)$ 納入期限

平成二十四年三月三十日

### 納入場所

(四)

入札参加資格 山口県立防府商業高等学校

- する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四第一項に規定 八札に参加できる者は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- 札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入
- 格審査において、一般工作機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入 る物品等の種類等に関する告示 (平成二十三年山口県告示第七十七号) に基づく資 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十三年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。 七十一号) 又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業
- Ξ 契約条項を示す場所

防府市中央町三番一号 山口県立防府商業高等学校

### 兀 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立防府商業高等学校において交付する。

### 五 入札書の記載方法、 提出場所及び受領期限

記載方法

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額 (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を加算した金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す 入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当す

提出場所

山口県立防府商業高等学校

受領期限

十三年十二月二十二日午後二時) 平成二十三年十二月二十一日午後四時五十分 (入札書を持参する場合は、平成二

入札を執行する場所及び日時

場 所

防府市中央町三番一号

山口県立防府商業高等学校

日時

平成二十三年十二月二十二日午後二時

七 免除する。 入札保証金

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加資格のない者がした入札

記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

落札者の決定方法 ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第百五十四条の規定に基づ

- 十 その他
- 契約担当者

山口県立防府商業高等学校長 三吉 英太

 $(\Box)$ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三)

契約書の作成の要否

- (四) 契約保証金

免除する。

をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

(<u>Fi.</u>)

- に問い合わせること。 詳細については、山口県立防府商業高等学校 (電話〇八三五-二二-三七九〇)
- Summary
- (1) Branch office in charge of the contract: Yamaguchi Prefectural Hofu Commercial High School
- Nature and quantity of the products to be purchased: 10 engine lathes
- Delivery period: March 30, 2012
- Delivery place: Yamaguchi Prefectural Hofu Commercial High Schoo
- guchi Prefectural Hofu Commercial High School (Tel. 0835-22-3790) Branch office in charge of procurement and contact point for the notice: Yama-
- der: 2:00 P.M., December 22, 2011) Time-limit for tender: 4:50 P.M., December 21, 2011 (In case of bringing a ten-

平成二十三年十一月八日発行平成二十三年十一月八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁